

○奈良県警察官の服制に関する訓令の運用について

(平成7年4月28日例規第27号)

[沿革] 平成10年9月例規第33号、11月第42号、14年10月第55号、15年5月第23号、22年5月第12号、28年9月第27号改正

奈良県警察官の服制に関する訓令(平成2年12月奈良県警察本部訓令第17号。以下「警察官の服制訓令」という。)の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、奈良県警察官の服制及び服装に関する訓令の全部改正について(平成2年12月例規第50号)は、廃止する。

記

1 関係規則等について(第1条関係)

「その他別に定めがあるもの」とは、「警察官の服制に関する規則」(昭和31年国家公安委員会規則第4号)の規定に基づき警察庁長官が定めた次の細則、告示又は通達をいう。

- (1) 警察官の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)
- (2) 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制(平成2年警察庁告示第1号)
- (3) 「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制」の制定について(依命通達)(平成2年7月4日付け警察庁乙官発第14号、乙務発第11号、乙交発第9号)

2 被服の着用期間について(第4条関係)

(1) 着用期間の指定

被服の着用期間については、特段の指示がない限り第4条第1項の表に定めるとおりとする。

(2) 特殊の被服

「特殊の被服の中で冬服、合服及び夏服の定めがあるもの」とは、生活安全部地域課航空隊に勤務する警察官、交通部交通機動隊に勤務する警察官及び交通部高速道路交通警察隊に勤務する警察官が着用する特殊の被服をいう。

3 服装等について(第5条関係)

(1) 夏服上衣について

夏服上衣については、半袖式又は長袖式のいずれを着用しても差し支えない。ただし、行事に従事する場合等で斉一を期す必要があるときは、警務部長又は所属長は、

半袖式又は長袖式のいずれかを指示するものとする。

## (2) 女性警察官の服装

女性警察官は、所属長が特に指示しない限り、ベストの着用並びにタイトスカート及びズボンの着用の選択を任意に行うことができる。ただし、表彰式、祝賀式、落成式、公葬及び慰霊祭等の儀式、祭典その他儀礼的な行事に出席し、又は従事する場合は、タイトスカートを着用するものとする。

## 4 防寒服の着用について（第6条関係）

第6条第3項に規定する「帯革を防寒服又は雨衣の上に着装することができる」場合とは、緊急に拳銃、警棒等を使用することが予想される場合等を指す。

## 5 活動服等の着用について（第7条関係）

(1) 第7条第2号における留置業務には、被留置者の護送業務を含むものとする。

(2) 第7条第11号における「前各号に掲げる業務に準ずる業務」とは、例えば「奈良県警察職員の勤務に関する訓令の運用について」（平成4年7月例規第40号）2の(2)に定める「閉庁日勤務」などをさす。

(3) 活動服等の着用に当たっては、次により服装の斉一性を確保するものとする。

ア 所属長は、日常の業務において同一業務に従事する者が相互に異なった服装とならないよう留意するとともに、必要な指示を行うものとする。

イ 行事を実施する場合等において、服装に斉一を期す必要があるときは、警務部長又は所属長が着用にあたって必要な指示を行うものとする。

(4) 警察官の服装の基本は、制服及び制帽であり、活動服、活動帽及び活動ネクタイ（以下「活動服等」という。）は補完的な被服として、あくまでも業務の類型ごとに必要とされる機動性及び外観に応じて着用できるものである。したがって、次のような場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイを着用し、活動服等は着用することはできない。

ア 交通安全教育その他各種講習に係る業務

イ 受付業務

ウ 儀式

エ 学校教養（拳銃訓練を除く。）

## 6 服装等の一部省略について（第9条関係）

(1) 第9条第3項第1号に規定する「名札」とは、奈良県警察職員の名札の着用について（平成13年5月例規第27号）に規定する「名札」をいう。

(2) 第9条第3項第2号に規定する「留置業務に従事するとき」とは、被留置者の護送業務に従事する場合及び地域警察官等が転用勤務により留置施設等において勤務す

る場合も含まれるものとする。ただし、地域警察官等にあつては、識別章の番号を表示することなく、裏面の「奈良県警察」を表示することができるものとする。

(3) 第9条第3項第3号に規定する「治安警備実施に従事するとき」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

ア 集会、集団行進又は集団示威運動の規制に従事する場合

イ 集団的違法行為の取締りに従事する場合

ウ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年6月奈良県条例第3号）等の取締りに従事する場合

エ 核燃料物質等の輸送計画警戒に従事する場合

オ 重要防護対象に対する警戒警備のうち、

(ア) 重要防護対象の固定警戒に従事する場合

(イ) 重要防護対象の専従流動警戒に従事する場合

カ 警衛警備又は警衛警備に際して行う活動のうち、

(ア) 右翼、極左その他の警備対象への対策に従事する場合

(イ) 具体的な抗議活動の予定があり、その規制に係る任務に従事する場合

(ウ) 遊撃警戒、突発事案対策（検挙活動を含む。）に従事する場合

(4) 第9条第4項に規定する「識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げると所属長が認めた場合」とは、「暴力団の事務所を捜索する場合であつて識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長される」場合のほか、泥酔者を保護する場合であつて当該泥酔者が番号標の番号を執拗に大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められる場合等をいう。

なお、識別章の番号標の裏面を表示する場合の承認に当たっては、所属長は、制服警察官の識別章の着装が盛り込まれた趣旨を踏まえ、逸脱した運用がなされることのないよう留意すること。

## 7 警察官の礼装について（第10条関係）

別の定めとは、「警察官の礼装の実施について」（昭和56年11月例規第27号）をいう。

## 8 交通機動隊員等の特殊の被服等について（第13条関係）

### (1) 防寒服及び防寒手袋の着用

冬期における防寒服及び防寒手袋の着用については、気象状況等により、交通機動隊員等の判断に基づき着用するものとするが、所属において斉一を期すよう配慮すること。

(2) 白色帯革の着装

白色帯革を着装する場合は、原則として、拳銃入れは着装しないものとする。

9 交通機動隊員等以外の交通警察官の特殊の被服等について（第14条関係）

(1) 特殊の被服等を着用等する場合

交通機動隊員等以外の交通警察官（(2)において「交通警察官」という。）は、街頭において交通整理、指導取締り等の交通警察活動に従事する場合は、1の(3)の通達及び第14条に定める特殊の被服等を着用することとなる。ただし、ヘルメット、白色ズボン裾覆い及び交通腕章の着用等については、所属長が必要と認めた場合に着用等させることができる。

(2) 交通警察官以外の警察官を交通警察活動に従事させる場合

所属長は、交通警察官以外の警察官を交通整理、指導取締り等の交通警察活動に従事させるときは、交通警察官の特殊の被服等の全部又は一部を着用等させることができる。

(3) 警察本部主管課による指示

(1)及び(2)にかかわらず、交通安全運動等県下の服装の斉一を期す必要がある場合は、その都度警察本部主管課から指示するものとする。

10 夜間における警察官の特殊の被服等について（第15条関係）

夜間における交通事故処理、検問等においては、受傷事故防止の観点から、夜光コート、夜光チョッキ等の効果的な活用を図ること。

11 機動隊員の腕章の着装について（第18条関係）

機動隊員の腕章は、管区機動隊員に指定された警察官が管区機動隊員として勤務する場合並びに編成された場合の第二機動隊及び方面別機動隊のそれぞれの隊員である警察官についても着装するものとする。

12 音楽隊員の服制について（第22条関係）

別の定めとは、「奈良県警察音楽隊員の服制に関する訓令」（昭和59年3月奈良県警察本部訓令第5号）をいう。

13 耐刃防護衣の着装について（別表第1関係）

別表第1に定める耐刃防護衣の着装基準及び着装方法については、次のとおりとする。

(1) 着装基準

ア 常時着装

耐刃防護衣を常時着装しなければならない警察官は、警察本部にあっては、地域課鉄道警察隊、自動車警ら隊、高速道路交通警察隊及び機動捜査隊に勤務する警察

官とし、警察署にあっては、交番、駐在所及び自動車警ら班に勤務する警察官とする。ただし、研修、会議等へ出席する場合その他耐刃防護衣を着装する必要がないと所属長が認める場合は、この限りでない。

イ 随時着装

所属長は、アに定める以外の警察官が現場臨場する場合その他治安情勢等により受傷事故等が予想されるときは耐刃防護衣を随時着装させるものとする。

(2) 夏期の特例

夏期（6月1日から9月30日まで）の昼間（日の出から日没まで）にあっては、次に定める場合を除き耐刃防護衣の着装を要しない。

ア 刃物類等の凶器使用事案の処理に当たる場合

イ 不審者の申告、暴行、傷害、けんか、保護、薬物使用事犯等の急訴事案の処理に当たる場合

ウ その他所属長において、耐刃防護衣の着装が必要と判断される場合

(3) 着装方法等

ア 内着型は、原則としてワイシャツの下に着装するものとする。

イ 内外着型は、原則として上衣の上に着装するものとする。